

ドコモ 子育て応援プログラム会員規約

この「ドコモ 子育て応援プログラム会員規約」（以下「本規約」といいます。）は、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます。）が、「ドコモ 子育て応援プログラム」（以下「本プログラム」といいます。）に入会した会員に対し、別途定める特典（以下「本特典」といいます。）を提供する制度を実施するにあたって会員と当社との間に適用されるものです。

（定義）

第1条

本規約で使用する用語の意味は、次の各号に定めるとおりとします。なお、本規約に定めのない用語については、契約約款、「sp モードご利用規則」、「sp モードご利用細則」、「d フォトサービス利用規約」又は「d ポイントクラブ会員規約」（本規約及びこれらの規約を総称して「本規約等」といいます。）の定めに従うものとします。

(1) 会員

当社と本契約を締結し、本プログラムに入会したお客さまをいいます。

(2) クラウド容量オプション

当社が別途定める「sp モードご利用規則」及び「sp モードご利用細則」に従い提供する「クラウド容量オプション」サービスのことをいいます。

(3) 親権者等

日本国内に住所を有する者であって、登録対象児童の親権者（当該登録対象児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。）、扶養者又は当社がこれらに準ずる者として別途認められた者をいいます。

(4) 対象回線契約

FOMA サービス契約約款又は Xi サービス契約約款（本規約においてこれらを総称して「契約約款」といいます。）に基づく回線契約をいいます。

(5) 対象回線契約者

当社と対象回線契約を締結している個人のお客さまをいいます。

(6) 登録対象児童

生後、満 12 歳に達した日の属する小学校の学年（学校教育法施行規則第 59 条に定めるものをいいます。）の終わりまでの者をいいます。

(7) ドコモ 子育て応援プログラムサイト

当社が提供する、会員が本プログラムにかかる各種情報の閲覧及び本特典の提供の確認等を行うためのサイト

<https://www.nttdocomo.co.jp/service/parenting_support/index.html>をいいます。

(8) d フォト

当社が別途定める「d フォトサービス利用規約」に基づき提供する「d フォト」サービスのことをいいます。

(9)本特典

当社が会員に対して提供する以下の特典をいいます。なお、詳細についてはドコモ 子育て応援プログラムサイトに定めるものとします。

- ①d ポイント（期間・用途限定）の進呈
- ②クラウド容量オプションのご利用
- ③d フォトのご利用

(10) d ポイントクラブ会員

当社が別途定める「d ポイントクラブ会員規約」に基づき提供する d ポイントプログラムの会員をいいます。

（会員資格等）

第 2 条

本プログラムには、以下の各号の全てをみたすお客さまに限り入会することができるものとします。

- (1)対象回線契約者であること
- (2)対象回線契約において、当社が別途定めるプランに加入していること
- (3)d ポイントクラブ会員であること
- (4)親権者等であること

（入会の申込等）

第 3 条

1. 本プログラムに入会を希望する場合、本規約に同意のうえ、当社が別途定める方法により、本プログラムの入会にかかるお客さまと当社との間の契約（本規約において「本契約」といいます。）のお申込みを行う必要があります。
2. 当社は、前項に基づくお客さまからのお申込みを受けた場合、審査の上、当社所定の方法により、本契約のお申込みに対する諾否を通知します。当社が通知を行った時点で、お客さまと当社との間に本契約が成立し、その効力を生じるものとします。なお、次の各号のいずれかに該当する場合、お客さまからのお申し込みを承諾しない場合があります。
 - (1)第 2 条に該当しないお客さまによるお申込みである場合
 - (2)対象回線契約について、利用停止中、利用休止中、電話番号保管中等、当社が別に定める状態にある場合
 - (3)対象回線契約にかかる料金その他当社に対する債務のお支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある場合
 - (4)過去又は現在、本規約等のいずれかに違反したことがある又は違反するおそれがある場合
 - (5)本プログラムへの申込内容又は届出内容に不足若しくは不備があり、若しくは虚偽の内容が含まれる場合、又はそれらのおそれがあると当社が判断した場合
 - (6)その他当社が不相当と判断した場合
3. 会員は、申込内容、届出内容又は当社に提出した書類等の内容等に変更が生じた場合、直ちに当社に届出るものとします。

(本特典等)

第4条

1. 当社は、会員に対し、本特典を提供します。
2. 会員は、登録対象児童を一の対象回線契約につき、10名まで登録することができるものとします。ただし、登録対象児童は、1人につき1回線にのみ登録できるものとします。
3. 会員は、本特典の提供を受けるために、本特典の対象となる各サービスにおいて別途申込みをする必要がある場合があります。
4. 本プログラムは、入会金及び会費は一切不要です。

(情報の利用目的)

第5条

1. 当社は、次の各号に掲げる会員の情報（以下、「本会員情報」といいます。）を、次項に定める利用目的の他、当社の「プライバシーポリシー」に定める目的のために利用するものとします。
 - (1)対象回線契約の契約内容に関する情報
 - (2)ご利用金額及びご利用端末等に関する情報
 - (3)本プログラムにおいてご登録頂いた登録対象児童にかかる情報（名前・性別・生年月日）（以下、「登録児童情報」といいます。）
 - (4)ドコモショップ等、当社の販売代理店が実施したアンケートにおいて会員が当社による利用を同意したうえ提出した情報
 - (5)本プログラムの利用状況に関する情報
2. 当社は、以下の利用目的の達成に必要な範囲内で本会員情報を利用するものとします。
 - (1)本プログラムの運営（本特典の提供を含みます。）のため
 - (2)会員又は登録対象児童からの問い合わせへの対応のため
 - (3)商品・サービス・キャンペーン・イベント等のご案内・ご提案（業務提携先の商品等に関するご案内・ご提案を含みます。以下、「ご案内等」といいます。）のため
 - (4)本プログラムの利用状況の調査・分析、商品・サービスの改善、新商品・新サービスの企画、アンケート調査その他マーケティング分析のため
3. 前項の規定にかかわらず、当社は、会員が「dポイントクラブ特約」に基づく特約会員である場合（本プログラム入会後に特約会員となった場合を含みます。）、前項に定める利用目的の他、「dポイントクラブ会員規約」に定める会員情報及び「dポイントクラブ特約」に定める利用者情報の利用目的のために登録児童情報を利用いたします。
4. 当社及び登録店舗（対象回線契約において「ドコモマイショップ会員特約」に基づきマイショップ登録されている店舗をいいます。以下同じとします。）から会員に対して行うご案内等において、登録児童情報を含む本会員情報が記載される場合があります。
5. 会員が前項に定める当社及び登録店舗からのご案内等を希望しない場合、会員は当社及び登録店舗が別途定める方法により当社及び登録店舗に届け出るものとします。当社及び登録店舗は当該届出を受領した場合、これらのご案内等をしないものとします。

6. 当社及び登録店舗は、d ポイント協賛店その他第三者に対し、本会員情報を特定個人が識別できない方法により開示することがあります。
7. 当社は、本プログラム終了後（登録対象児童の年齢が満 18 歳に達する日まで）においても、本規約に定める範囲内で登録児童情報を利用することがあります。

(情報の第三者提供等)

第 6 条

1. 当社は、本規約に別段の定めがある場合のほか、会員が「d ポイントクラブ特約」に基づく特約会員であり、かつ同特約に定める第三者提供の停止手続きを行っていない場合、登録児童情報のうち性別及び生年月を以下に定める提供目的及びこれらに付随し又は密接に関係する目的に必要な範囲内で、当社の連結子会社、持分法適用会社及び d ポイント加盟店に対し提供（以下「本提供」といいます。）いたします。

(1) 【提供先】

当社の連結子会社、持分法適用会社

【提供目的】

- ①提供先が実施する各種キャンペーン・イベントの案内その他提供先が適切と判断した商品・サービス（提供先以外の第三者の商品・サービスを含みます。）に関する情報提供や広告の実施のため
- ②提供先の商品・サービスの販売状況、d ポイントカード等の利用状況の調査及び分析、提供先の商品やサービスの運用・向上及び新商品・サービスの企画、アンケート調査その他マーケティング分析のため

(2) 【提供先】

d ポイント加盟店

【提供目的】

- ① d ポイントクラブの運営のため
- ② 提供先が実施する各種キャンペーン・イベントの案内その他提供先が適切と判断した商品・サービス（提供先以外の第三者の商品・サービスを含みます。）に関する情報提供や広告の実施のため
- ③提供先の商品・サービスの販売状況、d ポイントカード等の利用状況の調査及び分析、提供先の商品やサービスの運用・向上及び新商品・サービスの企画、アンケート調査その他マーケティング分析のため

2. 前項に定める本提供のうち、前項第 2 号①に定める以外の本提供については、会員又は登録対象児童の求めに応じて、別途当社が定める方法により、本提供を停止することができます。その詳細は、d ポイントクラブサイトにて定めます。
3. 当社は、登録対象児童から登録児童情報にかかる開示の求めを受けた場合には、会員への通知をすることなく、登録児童情報を登録対象児童に開示することがあります。

(退会)

第7条

1. 会員は、本プログラムを退会しようとするとき、当社が別途定める方法に従い申し出るものとし、当社が当該退会申出を受領した後は、退会を取り消すことはできないものとします。
2. 会員は、第2条第1号から第3号に掲げる条件をみたさなくなった時点において、自動的に本プログラムを退会するものとします。

(解除等)

第8条

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当するときと判断した場合、何らの通知又は催告をすることなく本契約を直ちに解除し、付与した本特典を取消すとともに当社が被った損害の賠償を請求できるものとします。
 - (1)対象回線契約について利用停止、利用休止、電話番号保管等、当社が別に定める状態となった場合
 - (2)対象回線契約にかかる料金その他当社に対する債務のお支払を現に怠り、又は怠るおそれがある場合
 - (3)過去又は現在、本規約の他、当社が規定する規約等のいずれかに違反したことがある又は違反するおそれがある場合
 - (4)本プログラムへの申込内容若しくは届出内容に不足若しくは不備があり、若しくは虚偽の内容が含まれる場合、又はそれらのおそれがある場合
 - (5)本プログラムの利用に際し、第三者へのなりすまし等不正行為があった場合
 - (6)第3条第3項に定める届出を怠ったとき、第4条第2項ただし書きに違反した場合
 - (7)前号に定めるほか、本規約等の定めに違反した場合
 - (8)前各号に定めるほか、不正又は不当に本特典の提供を受け、又は受けようとした場合
 - (9)当社又は第三者の権利又は利益を侵害し、又は侵害するおそれがある場合
 - (10)その他当社が不相当と判断した場合
2. 当社は、登録対象児童から登録児童情報の削除（以下「本件削除」といいます。）の求めを受けた場合には、会員への事前の通知をすることなく、本件削除を行い本契約を解除することがあります。この場合、会員は、本件削除後において本特典の提供を受けることができません。
3. 前二項に基づく本契約の解除により会員が被った損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

(利用停止等)

第9条

1. 当社は、会員が前条各号のいずれかに該当する場合は、当社の選択により、会員資格を喪失させることなく、本プログラムの全部又は一部の利用を停止することができるものとします。この場合にあって、当社は、利用停止措置の実施有無にかかわらず、当該会員が保有する本特典の全部又は一部を失効させることができるものとします。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、事前に会員に通知又は周知することなく、本プログラムの全部又は一部の提供を中断又は停止することができるものとします。

- (1)本プログラムの運用にかかる機器、設備又はシステム等の保守上又は工事上やむを得ない場合
- (2)火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、戦争、暴動、労働争議等により、本プログラムの運営ができなくなった場合
- (3)本プログラムのシステムの障害等により、本プログラムの運営ができなくなった場合
- (4)災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共の利益のために緊急を要する場合
- (5)その他当社が運用上又は技術上、本プログラムの提供の中断又は停止が必要であると判断した場合

(本規約の変更等)

第 10 条

1. 当社は、当社が必要と認めたときには、法令の定めに従い、本規約及び会員へ提供する特典内容等を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。
2. 当社は、当社が必要と認めたときには、法令の定めに従い、本プログラムの一部または全部を変更または終了することができるものとします。

(免責)

第 11 条

1. 本特典に関連して会員が損害を被った場合については、当該特典について適用される各規約の定めに従うものとします。
2. 本特典の内容は、当社の都合により、会員への通知なしに、追加、削除、変更又は一時停止されることがあり、その結果、会員が希望する特典を提供できない場合があります。この場合、当社、登録店舗及び登録店舗を運営する代理店並びに d ポイント加盟店はいかなる責任も負わないものとします。
3. 本プログラムの全部または一部が終了したことにより、会員が損害を被った場合であっても、当社は、いかなる責任を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合は除きます。

(損害賠償)

第 12 条

1. 本プログラムに関して当社が会員に対して損害賠償責任を負う場合、当社が賠償する損害は、通常かつ直接の損害に限るものとし、当社はいかなる場合であっても、間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、逸失利益、使用機会の喪失による損害についての責任を負わないものとします。
2. 前項の規定は、当社の故意又は重大な過失による場合は適用しません。

(権利義務の譲渡の禁止)

第 13 条

会員は、別途当社が定める場合を除き、本契約に基づき当社に対して有する権利又は当社に対して負担する義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、貸与し、又は担保に供することはできないものとします。

(連絡先窓口)

第 14 条

本プログラムの内容、その他についての質問や問い合わせ等につきましては、当社の公式 HP<<https://www.nttdocomo.co.jp/>>に記載する当社の連絡先を窓口とするものとします。

(準拠法及び合意管轄)

第 15 条

1. 本規約の効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。
2. 会員と当社との間で本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上